

令和２年度随時監査について、横手市長から、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第１４項の規定により、当該通知に係る事項を公表する。

令和３年３月３１日

監査報告書に基づき措置を講じた事項について

種類 令和２年度 随時監査

期間 令和２年１０月１日（木）～令和３年１月２７日（水）

範囲 公用車の管理運用について

財務部

課名等		監査の結果（指摘事項）	措置を講じた事項
財務部	財産経営課	１ 横手市集中管理車両運行管理要綱に規定されていない管理課がある。 ２ 安全運転管理者が選任されているが、横手市公用車運行管理規程に規定されていない課がある。 ３ 公用車運行日誌の様式の統一を検討されたい。 ４ 所属長による定期的な運転免許証の確認を実施されたい。	１ 指摘事項を改善するため、要綱及び規程の整備を進める。 ２ １と同じ ３ 様式について公用車取扱課の意見集約を行い、様式統一に向けて検討を進める。 ４ 所属長による課員の免許証の確認を実施する。